

令和2年4月8日

東京都知事

小池百合子様

東京都市長会

会長 清水庄平

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望事項（第2回）について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和2年4月7日に政府は東京都をはじめとする感染が急拡大する地域を対象として緊急事態宣言を発令する等、感染症対策はより一層厳しい局面を迎えてます。

この緊急事態を乗り越えていくには、東京都と地域の実情に精通している市が緊密に連携して感染症対策に取り組むことが必要不可欠です。

ついては、下記の点について、要望をいたしますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- ・ 地域医療体制の維持・確保及び新型コロナウイルスに関する適切な医療体制の整備、検査体制の強化
- ・ 社会福祉施設、医療機関、学校等におけるマスク・消毒液等の衛生消耗品の安定的な確保支援
- ・ 長期化する休校に伴う子どもの居場所確保、ICT環境整備に対する支援
- ・ 小売業及び飲食店をはじめとする外出自粛要請等により影響を受ける事業者に対する支援
- ・ 国、都の対策に関する迅速な情報提供、医療機関・保健所との情報共有体制の強化
- ・ 市における特別な財政需要に対する財政支援

新型コロナウイルス感染症に関する東京都への要望事項

事項	備考
1 速やかな入院医療提供体制の整備及び経血者への官治費差額支給の確保	
中小企業等への更なる固定賃金担の軽減のため、業界団体に不動産業界等の協力などにおける協力要請及び、協力する不動産業者への資金繰り支援	
また、中小企業をはじめ飲食業界などの資金繰りに關して、短期間で融資が実行できる制度など、速やかな支援	
保護者が感染し、子どもを養育できなかつた場合の立場的な視点による、子どもの預かり場所の確保	
3 との支援	
感染者のうち、経血者・重症者トリニアージ基準の明確化による医療崩壊の防止及び経血者向け施設の早急な整備	
4 小出自由業者等に伴う中小企業、小売・飲食業者のた規約な営業規制を廃止するための、國や都による緊急助成金制度の設置	
5 国の対策等の情報について、報道よりも先行した、自治体への情報提供（実務的な説明を含む）の徹底	
6 飲食店等、中小規模事業者の営業規制への支援	自治体等公表範囲を含む
7 在宅勤務導入に関する支援	
8 在宅勤務導入に関する支援	自治体等公表範囲を含む
9 個別化する外出自粛による、質も生活の柔軟化への対策として、世代を問わず、精神と身体の両面での健康維持に関する支援。	
10 公立病院における歯疾患者受け入れ体制整備に要した経費に対する財政支援、および、医療用消耗品の安定的な確保・供給を要望する。	
11 社会福祉施設入所者ならびに従事者の安全確保とケアの継続のための人員配置体制等の整備、運用の実施を要望する。	
12 高齢者、障害者、および児童福祉施設等に対して、衛生資材等（マスク・消毒液）の配布を継続して要望する。	
13 市における特別な財政需要への支援に際する地方交付税不交付団体への配慮について	
14 学校行事中止に伴う保護者負担となるキャンセル料等への助成措置について	
15 令和2年国勢調査の実施計画の早期の見直しについて	早急な経済の立て直しが必要
16 中小企業等への迅速及び柔軟的な経営支援策	
・国が実施するコロナ対策について、事前に自治体への実施内容等についての情報提供なく、報道が先行され、市民からの問い合わせに対する説明が遅れる状況が多數ある。	市民の不安を取り除くことが、安全・安心につながる
17 行され、市民からの問い合わせに対する説明が遅れる状況が多數ある。	
可燃性範囲で、事前の情報提供に配慮いたくよう都を直じて国へ要請願いたい。	
18 経済対策として検討されている現金給付等について、速やかな情報提供と実施時ににおける事務の負担	早急な経済の立て直しが必要
19 新型コロナウイルス感染症対策だけでなく、すべての患者が適切に受診できる医療体制の整備	
20 外出自由業の柔軟化により届金される児童虐待やDSDなどへの適切な対策	
21 都が重要な事実を公表する際の市区町村への事前告知	
22 半年度グラフへの財政支援	
23 緊急経済対策（一世帯30万円給付）に関し市区町村が行う本筋の具体的な内容について	
24 保護者の自宅待機（14日間）の実施について	
25 医療体制の確保（高齢、小児、医師、高齢者、障がい者に支撑をさせたいために）	
26 教育課程の再構成の基本的な考え方の算定及び教科課題に伴つた対応について	

事項	備考
27 事業者を中心とした事業者への制度融資以外の方法による融資・人件費等の固定費の支払いに関する 事業者支援策の構築	
28 感染者さん延時に地域医療体制が整いう市民に安心感を与える対応	
29 地域住民中の子どもたちの居場所について、船としての新・船方針の提示	
30 福祉的支援が必要な方への生活支援の確保と生活困窮の暮らしん	
31 自治体病院における感染症対策強化導入、院内感染防止及び医療取扱い規格化等に対する財政支援	
32 学校・ICU環境整備（G・GAスクール構造）にかかる追加的財政支援及びダブルネット共同開発の実施	
33 基礎自治体への影響が大きい国の施策に対する速やかな情報提供と財政支援の要請	
34 保健所による感染が深まる方に対する早期の検査実施	
35 小企業対象の融資制度以外の事業運営に係る支援	
36 指揮官用の新型コロナワイルス接触窓口の開設	
37 緊急者の部による受け入れ施設の確保	
38 二次医療圏及び保健所施設内の情報共有体制の強化	
39 定期健診診断や各種事業の日程変更、中止等が発生する負担に対する助成	
40 中小企業への損失補填・積立い税抜	
41 宮底内で養育している、医療的ケア児のいる世帯に対する衛生用品の優先配布と感染時の連絡先の確 保	
42 駅設	<p>学校の一方休業の延長に伴い増加が予想される児童虐待への対応を強化する等の人件費等の拡充、ひとり親家庭等に対する、子ども食堂運営事業者等と連携した、食の防護措施の支援。 また、緊急事態宣言動向における警察・消防・医療関係者等の対応に対し、その差異の縮減を図にお願いしたい。</p>
43 市方負担する休業補償等への都道府県やかな財政的支援	
44 市民の生活を守るために医療・介護従事者等の就労等を確保できる体制の構築	
45 地域住民中の健康学習やオンライン授業に必要なダブルトutorなど、ICT環境を東京都に一括して整備をしていただきたい。	
46 東京都公立学校園児体調監視空調設備支援事業である学校体育施設改修工事について、感染症拡大により延期に影響が出た場合の完了期限の柔軟な対応	東京都からは11月末までの工事を求められている。
47 学校の休業が長引いた場合、児童・生徒の学力維持のためのオンライン授業環境の整備等に係る各種 支援	
48 国との協力な連携に基づいた感染拡大防止策の徹底。相談窓口機能の拡充。	
49 住居や学校再開後の児童・生徒に対する衛生用品の安全的供給	
50 介護サービス事業所等への手当消毒用エタノールの支給	
51 学校再開に向けた児童・生徒用の市製マスクの配布	
52 保健所との情報共有体制の更なる強化	
53 コロナイルス感染症への対応により、地域の貴重な医療資源である民間の病院・診療所の経営正直 が生じないよう各種の支援及び対策を講じること	

事項	備考
54.既成概念にどちらかが大きな体調不調や経済対策を早期に提示することと東京都全域で統一的に行うべき対策と地域が実情に応じて彈力的に行うべき対策を明確に区分すること	
55.と	
56.生活困窮者に対する新たな経済的支援	
57.患者側に備えた医療体制の整備	
58.都の要請に応じて新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたことに伴う市立病院の現状並んでん	
59.市の軽税路線、固定資産税の対象、利用自粛に伴う公共交通機関用料の減免などにより島入が大幅に減少することが見込まれるため、差枚を滞すための支援をお願いしたい。	
60.市税導の減収を補償するために特例の扶助地方債を施行できるよう、国へ要望していただきたい。	
61.医療機関へのマスク、消毒液及び防護服の購入支援	
62.学校給食停止に伴う食材費及び教材入手費の支援	
63.自治体への感染症対策物販売手数料の拡充	
64.私立幼稚園・幼稚園園長以施設等への支援	
65.介護サービス提供事業者への事業経営支援	
66.サービス提供従事者へのマスク及びアルコール消毒液等の配布	
67.保健所との連絡体制の強化（テレビ会議システム実現整備）	
68.①医療機関、②保健所及び③自治体による情報共有の場の設定	
69.事業者の販路支援	
70.彈力的な財政支援	
71.大規模改修事業補助金の柔軟な対応（次年度対応）	



「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の決定を受けて

本日、新型コロナウイルス感染症対策に取り組むための新たな「緊急経済対策」が閣議決定された。全国市長会のこれまでの提言が数多く盛り込まれており、取りまとめにあたられた与党や政府関係者の方々のご尽力に感謝申し上げる。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」については、地方が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施するための交付金が創設され、高く評価するものである。交付金の制度については、自由度の高いものとなるよう引き続き求めるものである。

地方税の徵収猶予については、全ての税目にわたることによって、多額の未収が生じることが想定されることから、地方交付税の配分前倒しや減収補てん債の対象税目の拡充など、都市自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の対策を講じられたい。

固定資産税については、都市自治体の財政を支える安定した基幹税であり、国の経済政策に用いらざるを得なかったことは遺憾であるが、その減収額について、全額国費で補填されることになったことについては、関係者の方々のご尽力に感謝申し上げる。

また、生活に困っている世帯に対する新たな給付金として創設される「生活支援臨時給付金（仮称）」については、その事務を行う場合、都市自治体に混乱と過度な負担が生じることのないよう給付基準を明確にするとともに、事務費については全額国費で対応されたい。

我々都市自治体は、国と協力して、住民の命と健康を確保し、住民生活及び地域経済の安定を図るために、引き続き必要な対策に全力で取り組む決意である。

令和2年4月7日

全国市長会
会長 立谷秀清

令和2年4月9日
総務部

緊急事態宣言に伴う、職員の在宅勤務等の取組について

緊急事態宣言が政府から発令されたことに伴い、国を挙げて、より一層の感染拡大防止を図る必要がある。

感染防止対策やこれに伴う経済支援などの緊急対策をはじめ、市民の生命、安全確保、社会生活の維持に関する業務を支える自治体の職員に感染者や濃厚接触者が発生した場合、隔離措置等により、課業務全体が停止してしまう可能性もある。

のことによる市民生活への影響は計り知れないものとなる。

このような状況に陥る前に、本市として、業務を継続していくにあたり、業務の見直し、縮小等を図りながら、主要業務停止を避けるべく対応を行う必要が生じており、その措置について、早急に対応をしていく必要がある。

国の緊急事態宣言及び東京都の緊急措置の内容を踏まえ、市として当面の間、新たに次の取組を行うこととする。

- 1 コロナウイルス感染拡大に伴う職員の感染予防及び業務継続を目的とした在宅勤務を実施する。
- 2 感染症拡大防止対策に関する業務（本部事務局業務）や新たに発生する業務（雇用・経済支援に係る業務）については、全庁的な応援体制により対応する。

既に、ご承知のことであるが、上記措置に当たっては、全職員一人一人が現在のおかれている社会状況等を十分に理解し、市職員一丸となって、この難局を乗り越えていくことが重要である。

事務連絡
令和2年4月 日

(宛先) 管理職者

総務部長 加藤 明彦

学校教育部長 大津 雅利

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る職員の交代制在宅勤務の実施について（通知）

標記の件について、令和2年4月7日に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、職員の交代制在宅勤務について、下記のとおり実施します。

つきましては、各職場において業務の見直し及び縮小を図りながらご対応いただくとともに、所属職員に対して周知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

記

1 目的

新型コロナウイルス感染拡大に伴う職員の感染予防及び業務継続

2 体制及び対象者

(1) 体制

部単位又は課単位で調整を行い、原則2～3交代制とすること

体制及び交代の期間は、各職場の状況により所属長が定めること

(2) 対象者

正規職員（管理職者含む）、再任用職員及び会計年度任用職員（月給制及び時給制）の全職員

(3) その他

業務の状況により、真にやむを得ない事情により交代制在宅勤務を実施することができない部署は、執務スペースの確保のための会議室の活用及び応援体制の活用等を検討すること

なお、その際は各所属長において、関係課（総務課及び行政経営担当）と調整すること

3 実施期間

令和2年4月13日（月）から5月6日（水）まで

（緊急事態宣言が延長された場合は、その期間とする。）

※ 実施可能な職場から、可能な限り早期に順次開始すること

4 実施内容

自宅にて体調管理を継続して行うとともに、在宅で実施可能な業務に従事すること

在宅勤務で行う業務は、各種マニュアルの作成・検証、統計処理、長期計画等各種計画の内容把握等、管理職からの指示業務とすること

また、所属からの問い合わせ及び業務の引継ぎについても対応すること

なお、在宅勤務に係る留意事項は別紙1、出勤する職員の留意事項は別紙2のとおりとする。

(1) 服務の取扱い

在宅勤務実施日の服務の取扱いについては、自宅への公務出張とする。（ただし、日当を含む旅費の支給はありません。）

(2) 申請方法

出張伺兼命令書（c-navi情報ライブラリー職員課共通様式集 No. 1456）にて申請することとし、出張地欄には「自宅」、用務欄には「在宅勤務」と記入すること（別紙3のとおり）

(3) 報告

在宅勤務実施後、最初の出勤日に出張報告書（在宅勤務）を所属長に提出すること（別紙4のとおり）

(4) その他

在宅勤務の勤務時間内においては、職務専念義務等の地方公務員法が適用となることから、業務以外の行為及び疑惑を持たれる行為（例：自宅敷地内のガーデニング、洗車等）については、十分注意すること

5 その他

- (1) 本取組の実施に当たっては、障がい者、重症化リスクの高い職員（糖尿病、心不全、呼吸器疾患などを有する職員）及び妊娠中の職員について配慮すること
- (2) 同制度の導入にあたりましては、職員不在時の連絡体制を整えるため、所属内

における連絡網の整備についても対応すること

6 問い合わせ先

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 在宅勤務、服務等に関すること | 総務部職員課人事研修係（内線2503） |
| | 学校教育部庶務課庶務係（内線3804） |
| (2) 情報セキュリティに関すること | 企画財政部情報システム課（内線3054） |

在宅勤務に係る留意事項

- 1 在宅勤務の実施単位は1日とする。

- 2 在宅勤務実施日の勤務時間は、正規職員については午前8時30分から午後5時15分まで、休憩時間は正午から午後1時までを原則として実施すること
また、実施日の当日は、時間外勤務は行えないこととする。やむを得ない理由により、上記時間帯以外に実施する場合においても、実働7時間45分を超える勤務や深夜の時間帯における勤務は行わないものとする。
なお、会計年度任用職員については、労働条件に準じた取り扱いとすること

- 3 決裁権（代決を含む）を有する職員等が不在とならないよう留意すること
(例) 部長と庶務担当課長、課長と担当課長、課長と係長を分けて編成する等の配慮を行うこと

- 4 交代制在宅勤務の実施にあたり、私物パソコンでの資料作成等の業務を臨時的に許可する。ただし、情報セキュリティ保護の観点から以下の事項について必ず留意すること
個人情報及び機密情報（以下「個人情報等」という。）が含まれる書類やデータの序外への持ち出しについては厳禁とする。個人情報等が含まれない書類やデータを持ち出す場合についても、必ず所属長の確認をとること

留意事項	禁止事項	許可事項
取扱いデータについて	個人情報、機密情報、部外情報の取扱いは一切禁止する。	万が一、外部に出ても問題ないと所属長が判断するデータの取扱いは許可する。
データ移行方法について	外部記録媒体での持ち出しと持ち込みは一切禁止する。	私用のメールアカウントと業務用メールアドレス間でのファイル送受信を許可する。データ送信時には暗号化（パスワード設定）すること
使用端末について	内部情報端末を外部に持ち出すことは一切禁止する。	ウイルス対策ソフトがインストールされた私物パソコンで、最新の定義ファイルに更新されているものの利用を許可する。

- 5 在宅勤務のために要する自宅等の光熱水費、通信及び通話に係る費用などは、実施職員の負担となります。

出勤する職員の留意事項

- 1 令和2年4月9日付け事務連絡「新型コロナウィルスに関する対応について（通知）」に沿った対応を徹底すること
特に、感染拡大防止を目的とした時差出勤制度を活用すること
- 2 濃厚接触者の内容を十分理解した上で、以下の点に留意し、限りなく濃厚接触を避けること
 - (1) 執務室内の職員配置について、柔軟に対応すること
 - (2) 交代制在宅勤務を実施することができず、会議室等を活用する場合、執務室が異なる職員との業務上のやりとりは電話やメールで行い、一切の接触をしないこと

《参考》

濃厚接触者及び濃厚接触者以外の接触者の考え方

発症日（0日）から患者確定日までの患者の行動に基づき、患者と長時間（※1）の濃厚接触（※2）がある方及びそれ以外の接触のある方

※1 長時間とは数分以上（短時間1～2分）と考えます。

※2 濃厚接触とは、患者の約2メートル以内で長時間接触する、患者に咳をかけられる等を指します。

《濃厚接触者（14日間の行動制限を受けます。）の例》

- ・患者がマスクをしていた場合

自身がマスクをせずに2メートル以内で対面で会話した方や、長時間の会議参加者

- ・患者がマスクをしていなかった場合

上記に加え、自身がマスクをして2メートル以内で会話した方等

《濃厚接触者以外の接触者の例》

対面で会話等した際に、患者及び自身がマスクをしていた方

患者と短時間の会話を交わした方

短時間同じ空間にいたが、患者との接触がない方

《記入例》

別紙3

出張伺命令書

職員番号 所属		123456 職員課		氏名 小金井 太郎		日当 印	車費 金額 金額	鉄道費 数料	使用の際はいざれかに ○をつけて下さい
主任 係長 副校長	課長 副校長	月 日	時間 (区市町村名)	用 務					
		4/13 ~15	8:30 ~15 17:15	自宅 在宅勤務					府用自動車(往復、片道) 無料自動車(往復、片道) バイク、バス
		4/23 ~24	8:30 ~24 17:15	自宅 在宅勤務					府用自動車(往復、片道) 無料自動車(往復、片道) バイク、バス
									府用自動車(往復、片道) 無料自動車(往復、片道) バイク、バス
									府用自動車(往復、片道) 無料自動車(往復、片道) バイク、バス
									府用自動車(往復、片道) 無料自動車(往復、片道) バイク、バス
									府用自動車(往復、片道) 無料自動車(往復、片道) バイク、バス
									府用自動車(往復、片道) 無料自動車(往復、片道) バイク、バス
									府用自動車(往復、片道) 無料自動車(往復、片道) バイク、バス
									府用自動車(往復、片道) 無料自動車(往復、片道) バイク、バス
									府用自動車(往復、片道) 無料自動車(往復、片道) バイク、バス
									府用自動車(往復、片道) 無料自動車(往復、片道) バイク、バス
									府用自動車(往復、片道) 無料自動車(往復、片道) バイク、バス
									府用自動車(往復、片道) 無料自動車(往復、片道) バイク、バス
									府用自動車(往復、片道) 無料自動車(往復、片道) バイク、バス
									府用自動車(往復、片道) 無料自動車(往復、片道) バイク、バス
									府用自動車(往復、片道) 無料自動車(往復、片道) バイク、バス
									府用自動車(往復、片道) 無料自動車(往復、片道) バイク、バス
									府用自動車(往復、片道) 無料自動車(往復、片道) バイク、バス
									府用自動車(往復、片道) 無料自動車(往復、片道) バイク、バス
									府用自動車(往復、片道) 無料自動車(往復、片道) バイク、バス

- 出張地は必ず区市町村名を併記し、政令指定都市への出張の際は、区名まで記入すること。
- 無料自動車とは、バス、ハイヤーなど、市で借り上げた自動車を使用するため、個人の負担のない場合をさす。
- この用紙は委任状を兼ね、職員課・庶務課で保管します。

《記入例》

出張報告書（在宅勤務）

報告年月日：●年●月●日

職名・氏名							
① ●月●日 (●) 午前●時●●分～午後●時●●分 (休憩時間 正午～午後1時) ●●マニュアル作成							
② ●月●日 (●) 午前●時●●分～午後●時●●分 (休憩時間 正午～午後1時) ●●計画策定調査業務							
所属決裁欄							

所属長決裁とします。

※適宜、必要な役職を
記入してください。

1 在宅勤務日時

2 休憩時間

3 業務内容（箇条書き）

の3点を簡潔に記入してください。

事務連絡
令和2年4月 日

(宛先) 管理職者

小金井市新型インフルエンザ等対策本部

本部長 西岡 真一郎

(公印省略)

新型コロナウイルスに関する対応について（通知）

標記の件について、令和2年2月25日から令和2年4月2日までの間に事務連絡等で通知しているところですが、令和2年4月7日の緊急事態宣言及び令和2年4月8日の東京都の緊急事態措置の内容等を踏まえて、改めて、下記のとおり取り扱っていただきますようお願ひいたします。

記

1 留意点について

(1) 健康管理等

ア 手洗い、うがい、咳エチケットを徹底すること

イ 窓口対応する職員においては、市民に対する飛沫感染対策として、マスクを着用すること

なお、それ以外の職員においても可能な限り同様の対応をすること

ウ 所属長は日常的に職員の健康状況を把握するとともに、職員間でも互いに注意すること

特に、発熱等の風邪症状が見られる場合、速やかに所属長に相談することとし、無理な出勤は避けること

(主な症状等)

① 風邪の症状や37.5度以上の発熱が続く場合

② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

③ その他、体調に変化がある場合

エ 出勤前に検温し、発熱等がある場合は、上記のとおり対応すること

オ その他、各自において日々の体調管理に努めること

(2) 自粛関係

- ア 週末に限らず、不要不急の外出を自粛すること。特に、カラオケやライブハウスのほか、バーやナイトクラブといった接待を伴う飲食店などへ行くことは、当面の間、控え、自粛すること
また、都内在住者については都外への移動を、都外在住者については在住所在地の県外への移動を自粛すること
- イ 海外渡航等（国内旅行、帰省等を含む）については自粛すること
特に、ゴールデンウィーク等に予定（予約）がある職員（会計年度任用職員等を含む）は、所属長に報告し、所属長は、3つの密（密閉、密集、密接）を避けることを踏まえ、その把握に努めるとともに報告があった場合は、職員課又は庶務課へ連絡すること
- ウ 出張や会議の開催については、その必要性を精査し、中止又は延期を検討すること
なお、実施する場合も回数・人数を抑制すること

2 時差出勤制度の活用について

- 感染拡大防止を目的として、時差出勤制度を活用すること
なお、制度の概要等については、令和2年2月27日、令和2年3月2日及び令和2年3月30日付け事務連絡を参考にすること

3 職務に専念する義務の免除の適用について

- 感染リスクの軽減を図るため、「職務に専念する義務の免除」を適用すること
なお、制度の概要等については、令和2年3月6日付け事務連絡を参考にすること

4 その他

過去に通知した事務連絡等は、「全庁共通 → 09 職員課 → ★新型コロナウイルス対応★」内のフォルダに格納してありますので、必要に応じてご活用ください。

5 問い合わせ先

市長部局及び行政委員会	総務部職員課人事研修係（内線2503）
	総務部職員課労働安全衛生担当（内線2507）
教育委員会	学校教育部庶務課庶務係（内線3804）

令和2年4月9日
本部部会事務局

新型コロナウイルス感染症対策（窓口に仕切り）

飛沫感染防止のために、窓口カウンターにビニールシートやアクリル板などで仕切りを設置したい。

各地の市役所等でもすでに実施されていて（別添のとおり）、来庁者、対応する職員等の安心・安全につながるものです。各課のカウンター付近の状況が異なることから工夫が必要ですが、実現したいと考えます。

介護福祉課高齢福祉担当では窓口担当者などからの発案でビニールを防炎天井版？に取り付けて試行しています。市民課では既にアクリル板等での対応を検討していると伺っています。実施に当たっては、全庁的な対応が望ましく、市民や来庁者にもお知らせをする必要があります。

なお、試算はしていませんが一定の予算がかかるので本部部会での了承をお願いいたします。



現在位置 ホーム > 月・木・SAY 職員のささやき > 保健センター > キムミ > ビニールシートでコロナ予防対策！(キムミ)

いいね! 38 ツイート

更新日: 2020年4月7日

ビニールシートでコロナ予防対策！(キムミ)

保健センターに来所するみなさまが安心して、手続きできるように、窓口のカウンターに手作りの飛沫感染予防用の透明なビニールシートを張りました。

張り終わり、さみしい感じがあったため、動物のイラストを張りました。



下部の高さ17センチの空間をつくり、書類の受け渡しなどができるように工夫しました。



取手市役所

郵便番号302-8585 茨城県取手市寺田5139番地

電話: 0297-74-2141(代表) フax: 0297-73-5995

開庁時間: 土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除き午前8時30分から午後5時15分まで

法人番号: 4000020082171 (法人番号とは)

Copyright © Toride City. All Rights Reserved.

緊急事態措置相談センターの設置

特措法に定める要請・指示等の措置に対する都民や事業者の疑問や不安に対応するため、新たにコールセンターを設置

名 称：東京都緊急事態措置相談センター

設 置 日：令和2年4月7日（火）

開設時間：9時～19時（土日祝日を含む毎日）

電話番号：03-5388-0567

※ 新型コロナウイルス感染症の予防・検査・医療に関するご相談については、これまでどおり、以下の番号で受け付けます。

0570-550-571（新型コロナコールセンター）

※お電話のおかけ間違いにご注意ください。